定款

一般社団法人 むろらん100年建造物保存活用会

一般社団法人 むろらん100年建造物保存活用会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人むろらん100年建造物保存活用会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道室蘭市に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、室蘭市緑町(旧トキカラモイ)及び周辺地域の歴史的価値の高い建造物等(以下「歴史的建造物等」という。)の保存活用、調査研究、情報収集及び観光事業等を行い、地域の活性化を図り、併せて国内及び国際観光及び観光振興を促し、市民生活の向上と繁栄に寄与すると共に、国際親善に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
 - (1) 歴史的建造物等の調査研究、情報収集、保存及び活用
 - (2) 歴史的建造物等を活用した観光諸行事の企画及び実施
 - (3) 歴史的建造物等の保存活用機関及び観光関係諸機関との連携
 - (4) 歴史的建造物等での展示会の開催、資格認定及び郷土文化の指導育成等
 - (5) 観光土産品等の紹介、宣伝及び販売
 - (6) 観光資源の保護及び活用の促進
 - (7) 観光情報の収集及び提供
 - (8)環境保全等に取組む国内外の団体との相互交流、情報交換、相互支援、 イベント共催等
 - (9) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(種別)

- 第5条 当法人の社員は次の2種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正社員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助社員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

- 第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を社員とする。
- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るもの とする。

(入会金及び会費)

- 第7条 正社員は、当法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める入 会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助社員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(社員資格の喪失)

- 第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退社したとき。
 - (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき。
 - (3) 死亡し、若しくは失跡宣言を受け、又は解散したとき。

- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6)総社員の同意があったとき。

(退会)

第9条 社員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人 に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する 社員としての権利を失い、義務を免れる。正社員については、一般法人法上の社 員としての地位を失う。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
- 2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総

会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて 開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。 2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があると きは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、 社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(員数)

- 第20条 当法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 2名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内

(選任等)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

(任期)

- 第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、 新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

- 第23条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務 を執行する。

(監事の職務権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査 報告を作成する。

(役員の報酬等)

- 第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して は、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給 の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

- 第27条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第28条 当法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法 令に定める要件に該当する場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額 から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第29条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 事務局長の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、代表が招集する。
- 2 代表が欠けたとき又は代表に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事 の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事 会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会 において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第36条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

- 第37条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は次条に定める基金の返還の手続により、 基金をその拠出者に返還することができるものとする。

(基金の返還の手続)

第38条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第7章 計算

(事業年度)

第39条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期と する。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収 入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第42条 この法人は、社員総会の決議によって、他の一般法人法上の法人との合併並びに事業の全部又は重要な一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第43条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散す

ることができる。

(剰余金の処分制限)

第44条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法 人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年6月30日 までとする。